平成２９年（フ）第８８０８号
東京都目黒区上目黒５丁目28番11号
破産者　株式会社アイ・テック
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８０９号
神奈川県川崎市高津区北見方１―10―20―２、住民票上の住所東京都目黒区上目黒５丁目28―11―913　祐天寺第２コーポラス
破産者　宮内　靖代
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８１０号
神奈川県川崎市高津区北見方１―10―20―２、住民票上の住所東京都目黒区上目黒５丁目28―11―913　祐天寺第２コーポラス
破産者　宮内　保人
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８９１号
東京都品川区北品川３―７―８　曙ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区北品川３丁目７番８号
破産者　高田産業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９０５号
東京都墨田区江東橋２―９―５―309、住民票上の住所東京都大田区西六郷２丁目36―２
破産者　増田　隼人
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７７号
東京都墨田区立川３丁目15番11号
破産者　有限会社カトウ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７８号
東京都墨田区立川３丁目16―９―404
破産者　加藤　　充
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９８２号
東京都台東区東上野２丁目22番５号　旭ビル１階
破産者　株式会社ＹＵＳＨＩＮＮ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９８３号
東京都荒川区荒川７丁目36―３―1203
破産者　吉川　達雄
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９９４号
東京都港区六本木４丁目２番35号
破産者　株式会社43
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０３３号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目４番16号
破産者　株式会社みらいえ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０７６号
東京都杉並区松庵２丁目２―８
破産者　高原　裕介
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９９号
千葉県船橋市芝山２丁目３―５―602
破産者　中原　章貴
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１００号
東京都板橋区板橋１―45―１　落合ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区中台３丁目27番Ｉ―1101号
破産者　株式会社瑞光コンサルタント
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２２０号
東京都西東京市南町４丁目５―５―406
破産者　飯島　　猛
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６６７号
東京都新宿区大久保１丁目３―22―1202
破産者　大野　祐一
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７７５号
東京都葛飾区四つ木５丁目15―９―906
破産者　清原　公治
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２号
東京都足立区千住２丁目16―408
破産者　堀切真由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８号
東京都武蔵野市境２丁目２―３　グラン・マーロ５Ｂ
破産者　片倉　　学
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９号
東京都足立区伊興３丁目18―13―201
破産者　氏家　雅之
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部